

1. 対象樹林

(1) 概要

指定番号	8	指定年月日	平成19年12月12日	形態	屋敷林
呼称	道中庵の屋敷林		指定面積 (樹木保存区域)	527.01㎡	
主な樹種	孟宗竹、スギ、ケヤキ等		所在地(現在)	太白区大野田二丁目3-7	

(2) 位置



図1 位置図(広域) 出典：地理院地図



図2 位置図(拡大)

2. 指定解除の理由

本保存樹林は、かつてユースホテルとして使用されていた建物の北側および東側に広がる屋敷林であり、市街地の貴重な樹林であり景観上也優れていることから指定したものである。近年、所有者からは北側に都市計画道路が計画されていることから相続等を考えた有効な土地利用を行いたいこと、落葉や落枝に関する近隣住民からの対応要望が多く寄せられ、対応に多額の費用を要するため適切な管理が困難であること等の理由により、保存樹林の指定解除を要望されていた。本市では、保全に関する助成支援の拡充を図るなどしながら維持保全をお願いしてきたが、今回、南側の住宅地から都市計画道路へ繋ぐ道路を樹林地内を通るルートで整備せざるを得ないことになり、所有者が熟慮した結果として道路整備への賛同と保存樹林指定解除を改めて要望する旨の意向が示された。

以上のことから、保存樹林の指定基準を下記の理由により満たさなくなることから、指定を解除するもの。

- ①屋敷林が分断されることにより、300㎡以上の樹林地ではなくなる。
 - ②屋敷林が分断されることにより、屋敷林としての形状ではなくなる。
 - ③強剪定による樹形の乱れや太枝の腐朽がみられ、樹林地内樹木の健全度が劣化している。
- さらに道路整備で高木が多数伐採されるため、樹林としての樹容が著しく損なわれる。

3. これまでの経過

時期	内容	備考
平成19年12月	保存樹林指定	
平成20年3月	所有者および近隣住民等との会合	樹林の維持管理について
平成28年8月	保存樹林指定解除に関する相談	維持管理、近隣からの要望、土地の有効活用について
平成30年4月	保存樹木等の保全に関する助成要綱の改正	屋敷林(個人所有)として指定している保存樹林の管理行為に対する助成金交付を可能にした
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・落枝事故が発生 ・今後の対応に関する隣接者との協議 	保存樹林管理助成金により、応急措置と樹林管理を実施
令和5年10月	道路計画に伴う協議の中で、保存樹林指定解除要望あり。	

4. 指定解除の時期

市道整備事業の工事着手までは現時点で数年を要する計画であることから、公告等の最終的な保存樹林指定解除手続きは市道整備事業の進み方を見ながら適切な時期に行なうこととする。

5. 都市計画道路 郡山折立線（大野田工区） 関連市道小原線の代替路について

(1) 都市計画道路 郡山折立線（大野田工区）の概要

都市計画道路 郡山折立線（昭和41年都市計画決定）は、延長約9.5kmの都市計画道路である。国道4号仙台バイパスや仙台北環状線とともに市街地を環状でつなぐ骨格幹線道路であり、都市の発展のみならず、災害時を含めた、物流等を支える道路網を構築する上で、重要な路線となっている。

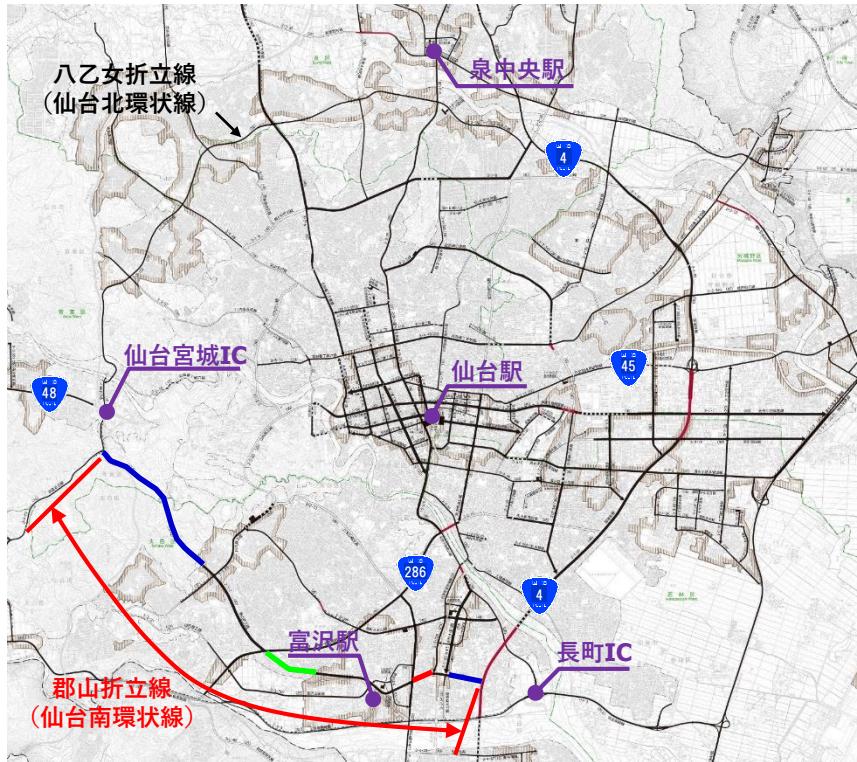


図3 位置図(広域)

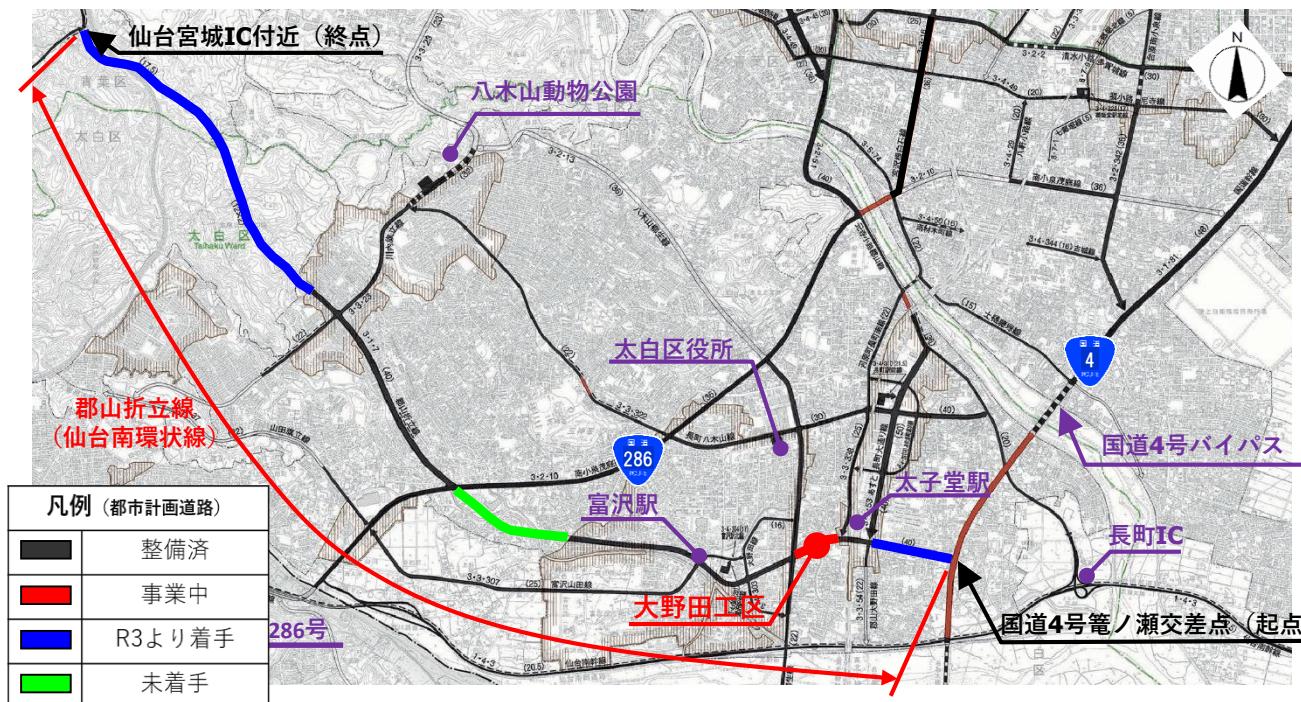


図4 位置図(郡山折立線(拡大)、令和5年4月現在)

(2) 市道小原線の代替路について

郡山折立線は中央分離帯が設置される路線であるため、狭小区間も含む生活道路での長距離の迂回が生じることのないよう、地域からも安全に通行できる市道小原線の代替路に強い要望があり、整備を行う。

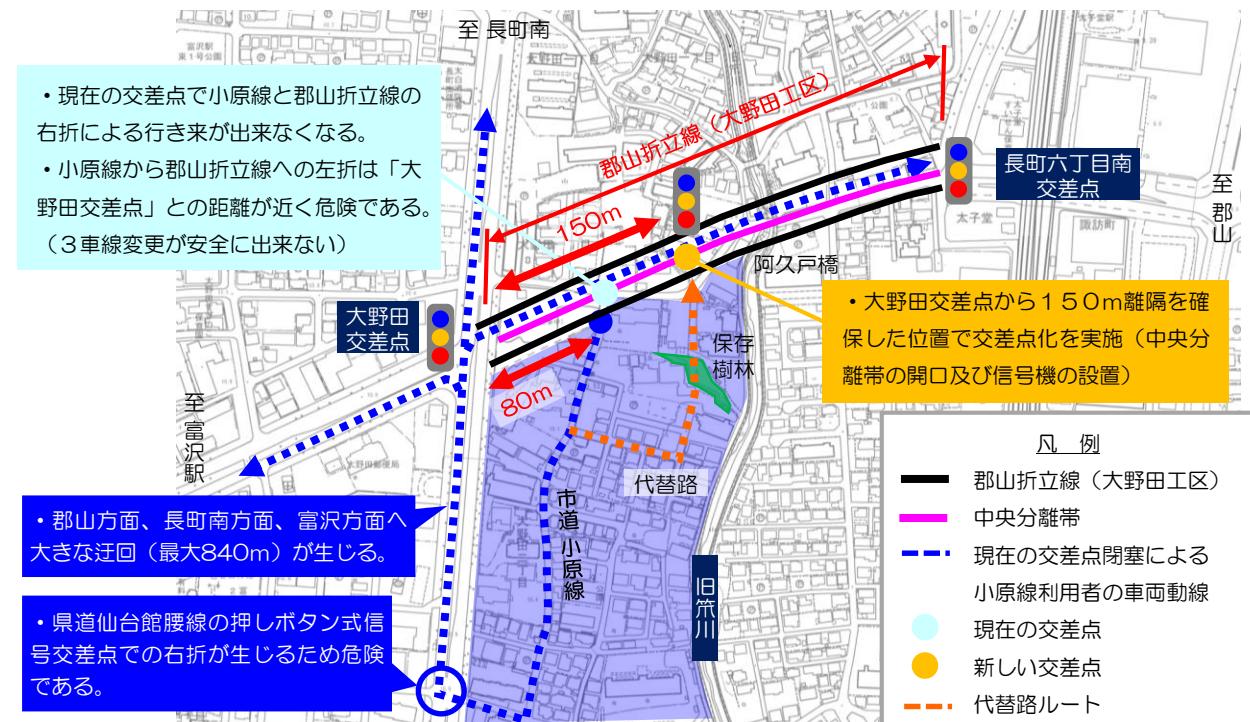


図5 郡山折立線(大野田工区)と小原線の関係図

(3) 保存樹林への影響について

本代替路は、保存樹林の一部を通過する。

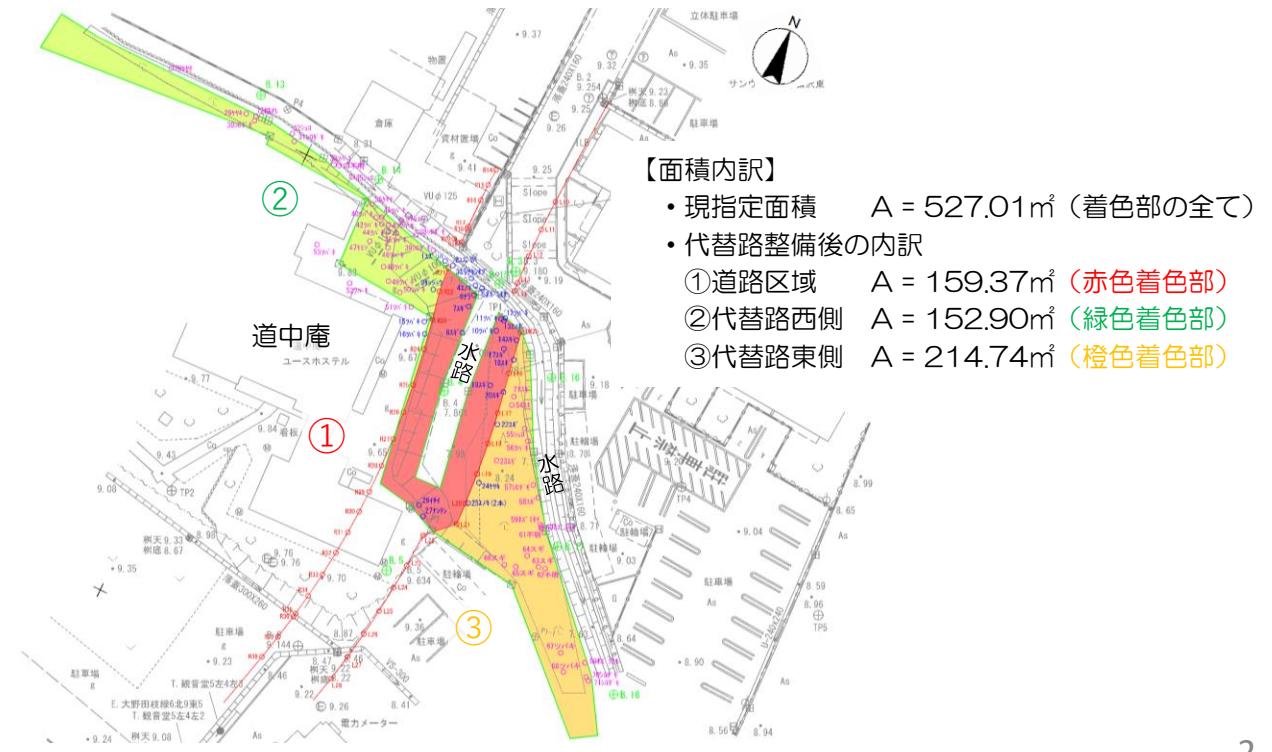


図6 保存樹林指定区域図

6. 周辺の道路と樹林の状況



写真1 保存樹林周辺の様子（令和2年撮影：緑の分布調査）

7. 樹林の状況



写真2
保存樹林(北側)



写真3
保存樹林(北側)



写真4
保存樹林(北側)



写真5
保存樹林(東側)



写真6
保存樹林内



写真7
保存樹林(南側)



写真8
保存樹林(南側)



写真9
保存樹林(南側)



写真10
平成19年指定時保存樹林(南側)